

# 桜台親和町会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は桜台親和町会と称する。
- 第2条 本会は桜台地区の別添図示の地域に居住する世帯をもって組織する。
- 第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第4条 本会は、会員の親睦と相互扶助により明るく住みよい街づくりをすることを目的とする。
- 第5条 本会はその目的達成のため次の各部を置きそれぞれの事業を行う。
- 1 総務部・・・企画・庶務に関する事項。
  - 2 経理部・・・会計・予算・決算に関する事項。
  - 3 広報部・・・広報に関する事項。
  - 4 防犯部・・・防犯に関する事項。
  - 5 防災部・・・防災に関する事項。下部組織としてのレスキュー隊を統括する。レスキュー隊会則は別に定める。
  - 6 文化青少年部・・・文化行事ならびに青少年の育成に関する事項。
  - 7 福祉部・・・高齢者・身体の不自由な方等に関する事項。
  - 8 環境衛生部・・・環境衛生の向上ならびにリサイクルに関する事項。

## 第3章 組 織

- 第6条 本会は、事業の遂行ならびに情報伝達・連絡のため次の組織を置く。
- 1 本会は別添図示のとおりA・B・C・Dの4ブロックに分ける。
  - 2 各ブロックの中に複数の班を置く。
  - 3 各班の中に複数の組を置く。
- 第7条① 前条に定めた班・組にはそれぞれ1名の長を置き、会長がこれを委嘱する。
- ② 班長・組長のそれぞれの任期は2年とし再任・交代を妨げない。

## 第4章 役 員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- 1 会 長 1名
  - 2 副会長 若干名
  - 3 部 長 若干名
  - 4 副部長 若干名
  - 5 ブロック長 若干名
  - 6 監 査 若干名
- 第9条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し会議の議長となる。
  - 2 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
  - 3 部長は部を代表しその部の事業の遂行に当たる。
  - 4 副部長は部長を補佐し部長事故ある時はこれを代行する。
  - 5 ブロック長はそのブロック内の情報伝達・連絡に当たる。

6 監査は会計・予算・決算を監査する。

第10条 役員の選出ならびに任期は次のとおりとする。

- 1 役員は総会において会員中より選出する。但し欠員が生じた場合または増員が必要な場合は役員会の推薦により会長がこれを委嘱することができる。
- 2 会長は役員の互選により選出する。
- 3 副会長・部長・副部長・ブロック長・監査は会長が役員中より委嘱する。
- 4 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 5 欠員や増員が必要な場合が生じたとき、これに補充される役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

第11条① 本会の会議は定期総会・臨時総会・役員会・班長会とする。

② 会議は会長が招集する。

③ 役員会は、前条の規定に拘わらず役員の過半数の要請ある場合、会長はこれを招集するものとし、また、役員の3分の2の合意ある場合、会長の招集によることなくこれを開催することができる。

第12条 定期総会は会計年度終了後なるべく早く開催し次の事項を審議する。

- 1 事業報告
- 2 予算・決算
- 3 事業計画
- 4 役員の選出
- 5 会則の改定
- 6 その他本会運営上の重要事項

第13条 臨時総会、役員会および班長会は本会運営上必要と認めるときに開催するものとする。

第14条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第6章 会 計

第15条 本会の経費は会費その他をもって支弁する。但し役員会の承認により寄付金を受け入れることがある。

第16条① 会員は次の各号に定める会費を納入するものとする。

- 1 戸建住宅または世帯用共同住宅の居住者は1世帯につき月額150円
- 2 独身寮、その他単身者用共同住宅の居住者は1人につき月額100円

② 共同住宅に居住する会員の会費は、原則として共同住宅の所有者または管理者が一括納入するものとする。

③ 会費を長期間納入しないときは会員の資格を失うものとする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 弔 慰

第18条 会員の葬儀に際しては金5,000円の香典を供え弔意を表する。

## 第8章 帳 簿

第19条 本会に次の帳簿を備える。

- 1 金銭出納簿
- 2 会議録
- 3 役員名簿
- 4 会員名簿

第20条 会員は前条の帳簿を閲覧することができる。

## 第9章 そ の 他

第21条 本会に貢献し功績があったものに対し表彰することができる。

第22条 本会則は平成17年5月22日より施行する。

昭和48年会則立案開始

昭和55年会則制定施行

平成元年一部改定施行

平成10年全面改定施行

平成17年一部改定施行

平成21年一部改定施行

以上